

二〇二二年度

二月一日午後入試(第二回)

国語 (45分)

注意

- 1 開始の「チャイム」が鳴るまでは、中を見てはいけません。
- 2 答えはすべて解答用紙の解答らんには、はっきり書きなさい。
- 3 終わりの「チャイム」が鳴ったら、とちゅうでもやめなさい。
- 4 問題のページは、2-1 から 2-11 まであります。

一 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(字数制限のある場合は、句読点や記号も字数に数えます。)

私たちの名前に対する考え方は、大きく二つに分けることができる。ひとつは、名は体を表す、名前はその人そのものであるという「名実一体観」。もうひとつは、名前は人物を特定する符号に過ぎないという「名前符号観」とでも呼べる考え方。私たちの名前に対する感覚は、この二つの考え方の間をさまざまな程度で行き来している。

① 日本の「名実一体観」は、すでに古代から神々、ミカド、天皇の名を書いたり口に出すことを避ける「実名敬避」の伝統にみられる。さらに、古代・中世においては、自分の名前を知らせることが、その人の弟子や従者になる、あるいは、敵に降伏する意味を持っていた。

実名敬避の伝統は、現代でも、目上の人を名前で呼ぶことを避けるという形で残っている。会社では、下の人の上の人を名前ではなく職名で呼ぶが、上的人是下の人を名前で呼ぶ。社員は、社長を「社長」と呼ぶ。しかし、社員に、「社員」と呼びかける社長はいない。「中村さん」と名前で呼ぶ。目上的人是下の人を名前で呼んでも良いのだ。家庭でも、弟は兄を「兄さん」と呼ぶが、弟を「弟さん」と呼ぶ兄はいない。学校でも、生徒は先生を「先生」と呼ぶが、生徒を「生徒」と呼ぶ先生はいない。それ以外にも、名実一体観は、さまざまな所に顔を出してくる。

私たちは名前の言い間違い、読み間違い、書き間違いは、他のことばの間違いと比べて、失礼なことだと認識している。卒業式で、名前を読み間違えられたら、がっかりだ。「スマホ」「パソコン」など、なんでも省略して短く言う時代でも、人の名前は本人の承諾がなければ省略しない。

先日公園に行ったら、「シロ！」と呼ぶ声があった。すると、声の主をめぐって真つ黒な犬が走り寄ってきた。ちぎれるほどにしっぽを振って飼い主に頭をなでてもらっている黒い犬を見て、飼い主のユーモアに、ほっこりした。そして、「シロ」の意味など関係なく、自分の名前に反応する犬をかわいらしく思った。これも、② 「シロ」という名前ならば白い犬だろう」という名実一体観を裏切る命名だったからこそ感慨だろう。

名実一体観は、日本に限ったことではない。ファンタジー文学のベストセラー『ハリー・ポッター』シリーズでも、多くの魔法使いが、闇の帝王「ヴォルデモート」を「名前を言うてはいけないあの人」と呼び、その名前を口にしないばかりか、ハリーがその名前を言うと、あたかも、名前そのものが本人であるかのように恐ろしがる。

グリム童話の中には、自分の名前を当てられると怒って自分自身を引き裂いてしまう小人が出てくる、『たがたの竹馬こぞう』という話がある。

名実一体観を大きく変更させたのが、明治五(一八七二)年に明治政府が発布した改名禁止令と複名禁止令である。それまでの日本では、元服、襲名、出家、隠居など立場が変わるごとに改名していた。元服をすれば幼名から成人名へ(伊達梵天丸↓伊達政宗)、隠居をすれば改名(滝沢馬琴↓滝沢笠翁)、出家をすれば俗名から戒名へ、職業、立場、地位の変更が必然的に改名をともなっていた。このうち、戒名は現在でも機能している。仏壇の中の位牌に書いてある名前だ。

A、官名や国名など一人の人が同時に複数の名前を使うこともまれではなかった。「赤穂浪士」で有名な大石内蔵助の「内蔵助」は官職を指し、元の名は、大石良雄だ。宮本武蔵の武蔵は、武蔵の国からきている。

江戸時代まで日本は多くの藩に分かれていた。B、明治時代になって、日本をひとつの国に統合しようとしていた明治政府にとっては、国民を把握してしっかり徴兵・徴税することが重要であった。そのためには、国民が名前を変えたり、同じ人が複数の名前を使っていたのでは困る。そこで、一人がひとつの名前を使って戸籍を編製するように定めたのだ。改名するためには、国に届けて承認してもらわなければならなかった。

私たちにとって当たり前になっている「一人にひとつの名前」が生まれた背景には、国家が国民を管理する目的があった。以降、国家は国民の名前をさまざまな形で規制していくようになる。

(中略)

国家が国民の名前を規制しているもつとも顕著な例は、夫婦は同じ姓でなければならぬという法律だ。民法七五〇条には、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とある。

ここで、「氏」と称されているのは、いわゆる「苗字」のこと。苗字は、「姓・氏・名字」などとも呼ばれ、これらは歴史的にそれぞれ異なった意味を担っている。民法では「氏」が用いられるが、本章では読者になじみのある「姓」を使っていく。

家族法に詳しい二宮周平(二〇〇七)によれば、このように夫婦同姓を法律で強制している国は、世界でも日本だけ。どうして、このような法律ができたのだろうか。

先にも説明した通り、明治時代になって国民を把握する必要ができたときに、明治政府は一人一名主義を定めた。これは、氏名を用いて国民の戸籍を作るためだった。明治民法の戸籍は「家」制度にもとづいていため、姓は「家」の名称になった。そのため、当初は、他の家から入ってきた妻はそれまでの姓を用いるという考え方もあったが(久武一九八八)、しだいに妻に夫の家の姓を名乗らせることで、妻も家に所属していることを明確にするようになった。姓の変更は、その人が属する「家」が変わることを意味したのである。

明治民法の家制度では、父である戸主に絶対的権力(戸主権)があった。父には、財産を管理し、住む場所を決め、子どもの親権や結婚、養子縁組、分家を承諾する権利があり、家族の生活はほとんど父によって決定されていた。

一方、妻は財産を管理したり処分することのできない「法的無能力者」とされただけでなく、親権もなかった。戸主権と財産は長男一人に相続されたので、女の子もだけでなく長男以外の男の子どもにも継承されなかった。C、家制度の「家」とは、父親から長男に継承していく「男の家」を指していたのである。

その結果、改名禁止令にもかかわらず、国民の半分が改姓することになった。女性が結婚する時に夫の姓に変更する、婚姻改姓である。婚姻改姓は、女性が父親の家から夫の(父親の)家に所属が変更したことを意味したのである。

しかし、一九四六年に民主主義にもとづく日本国憲法が公布され、家制度は、「婚姻における夫婦の平等」(第二四条)に違反するとして廃止された。妻の「無能力者」という法的地位も廃止され、財産は均等相続となり、子どもの親権も夫婦共同になった。「家」がなくなったのだから、姓は家ではなく個人の名称になるはずだった。

ところが、このときに二つのものが残された。ひとつは、夫婦同姓と親子同姓であり、もうひとつは戸籍筆頭者を置いた戸籍編製である。典型的には、夫を戸籍筆頭者として、一組の夫婦と、この夫婦と姓を同じくする子どもを単位とする家族単位の戸籍である。これまで「家」を象徴していた姓が、こんどは「家族」

を象徴することになったのである。

このような家族単位の戸籍制度を持っているのは、世界でも日本や台湾などごく一部で、その他の国では個人単位の登録を行っている。

姓にもとづく家族単位の戸籍が使われ続けたことで、法的には廃止されたはずの「家」が人々の意識の中に残ることになった。それは、戸籍が、多くの場合、夫である戸籍筆頭者を基準に他の家族が入籍したり除籍する仕組みになっているからだ。

子どもが生まれれば子どもは夫の籍に入り、夫婦が離婚すれば、妻が除籍され、子どもが結婚すれば、子どもが除籍される。これは、明治時代の家制度における戸主と家族の主従関係を思い起こさせるものである。

この「家」意識を具体的な形に表しているのが、姓である。たとえば、週刊誌の見出しで、有名人が「入籍した」という表現は、どのように理解されているだろうか。「女性が男性の家に入った」と理解されることが多いのではないだろうか。

しかし、現在の法律で想定されている結婚とは、女性が男性の家に入るのではなく、女性も男性も親の戸籍から出て、新しい戸籍を作るのである。今でも結婚が、「女性が男性の家に入る」と誤解されているのは、女性の婚姻改姓が家の変更と結び付けられているからなのだ。

⑧ 結婚したら、女性が男性の姓になるのが当然だと考えている人は多い。実際、結婚したカップルの約九六％は妻が夫の姓に変更している。テレビの連続ドラマでも、ヒロインが結婚したら、何の説明もなく、次の週から夫の姓を名乗っている。

しかし、民法七五〇条には、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とあるだけで、法律上は、妻か夫のどちらかが改姓すればよいことになっている。ではなぜ、女性が婚姻改姓するのだろうか。

最大の理由は、「みんながそうしているから」だろう。多くの人は、習慣として女性が改姓しているし、姓が変わることに対する躊躇もない。むしろ、婚姻改姓には「正式な結婚」という意味があり、正式な妻として認められた喜びにも通じる。

しかし、結婚する時には「みんながやっているから」と婚姻改姓した女性は、いくつかの問題に直面することになる。主なものだけ挙げて見よう。

ひとつは、姓を変更することに伴う膨大な事務手続きだ。携帯電話、パスポート、免許証、クレジットカード、銀行やネット、車の名義など、すべてを変えなければならなくなる。

また、お互いを姓で呼び合うことが多い日本では、女性だけが結婚のようなプライベートな情報を、仕事で関わる人や親しくない人に知られてしまう。よく指摘されるのが、同窓会名簿だ。女性の名前の後だけに「旧姓」の欄があり、一目でだれが結婚したか分かるようになっていて。おめでたいことだから良いじゃないかと考える人もいるかもしれないが、結婚のようなプライベートな情報を、親しくない人にも知られることに抵抗を感じる人もいる。万が一離婚して旧姓に戻ることを選択したら、また、周りの人に離婚を知れることになる。

⑨ さらに、結婚前と後の仕事で、同一人物が達成したものであることも分からなくなる。現代社会では多くの女性がさまざまな分野で成果を上げているが、その制作者名、登録者名、著者名などは、「姓＋名」で記

録される。そのため、たとえば婚姻改姓して姓が「中村」から「鈴木」に変わると、改姓前の業績は「中村」の業績、改姓後は「鈴木」の業績と、まるで別の人の業績のように表示される。その結果、改姓前と後の仕事の連続性が失われてしまう。

このような連続性の喪失は、女性自身にとっても、「自分でなくなるように感じる」という喪失感につながる。前の姓で業績を積み上げてきた自分が、いなくなったように感じる人もいるかもしれない。名前をその人そのものにとらえる名実一体観によれば、このような感慨も理解できる。

これらの問題を解決すべく、一九八〇年代半ばから、多くの法律家、政治家、活動家が夫婦別姓を提案してきた。一九九六年に法制審議会が答申した改正案では、結婚する時に夫婦が同姓か別姓かを選択できる制度（選択的夫婦別姓）に加えて、兄弟姉妹の姓を統一するために、結婚する時に子の姓を母または父のどちらかに決めておくことや、すでに結婚している人も別姓を選択できることなどが提案された。

二〇一七年に法務省が行った世論調査では、別姓を認めるように制度を改めても構わないと考えている人が四二・五％と最も多い。結婚後も以前の姓を通称として使えるように法改正しても構わないと考えている人が二四・四％で、夫婦は同姓を名乗るべきと考えている人は二九・三％である。

また、二〇二〇年一月には、早稲田大学の教授と市民団体「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」が、全国の六〇歳未満の成人男女七〇〇〇人を対象にネット調査した。その結果、「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」が三五・九％で、「自分は夫婦別姓が選べるとよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」も三四・七％。「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦も同姓であるべきだ」と回答したのは、一四・四％のみだった。これは、

I

 割が選択的夫婦別姓に賛成だと解釈できる結果だ。

さらに、名前はその人物を他人と区別する符号ではなく、その人の人格を象徴するものであるとする判決もある。最高裁は一九八八年に、「氏名は、(…)人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するもの」とした。名前が人格権のひとつならば、自分をどのような名前と呼ぶかは、憲法の保障する表現の自由として保護されるべきである。

しかし、二〇二〇年の現在まで選択的夫婦別姓は実現していない。それは、夫婦が別姓になると、「家族の一体感がなくなる」という意見が根強いからである。「たかが名前」にこれだけ長期の論争が続いているのは、名前に日本の家族像が象徴されているからなのだ。

しかし現代は、「家族」の概念も多様化しており、国がひとつの家族の形を基準にすることに意味がなくなっている。二〇一五年の国勢調査によると、夫婦と子どもからなる世帯は全世帯の二六・九％に減少した。晩婚化と高齢化の結果、単身世帯が三四・六％に増加し、「夫婦のみ」の世帯も二〇・一％になる。つまり、日本の「家族」の三割以上が「ひとり家族」なのだ。

さらに、男と女だけを夫婦とみなすと、同姓のパートナー関係は家族ではなくなる。届け出を正式な結婚とみなすと、事実婚や婚外関係が正式ではないことになる。未婚で子どもを持つことに対しても、基準から逸脱しているという先入観で見ることになる。

現実にはすでにさまざまな家族の形があり、固定した家族像は、それ以外の生き方を認めない息苦しい社会をつくり出しているのだ。

先に見たように、諸外国では夫婦同姓を強制していない。先日、夫婦別姓が当たり前の中国の友人に、「あなたは、姓が違くと家族の一体感がなくなるように感じますか」と聞いたら、何を言い出したのかという表

情で笑われてしまった。どうやら、日本人の中に、夫婦同姓は家族の一体感を表していると考える人がいるのは、日本ではほとんどの家族が同姓だからだという単純な理由なのかもしれない。

これまで通り「姓」に束ねられた家族を基準とするのが良いのか、それとも、さまざまな関係も同じ家族として受け入れる社会が良いのか。これまで結婚したら女性が男性の姓を名乗ることが当然だと思っていた人も、「姓」が担ってきた家意識や国が名前を規制することについて考えてみる価値がありそうだ。

なぜなら、名前は、私たちのアイデンティティそのもの、最高裁も言っている通り、「人が個人として尊重される基礎」なのだから。

(中村桃子「『自分らしさ』と日本語」より)

※(注)

親権

親が未成年の子を教育・監督・保護するために持つ権利や義務。

養子縁組

他人同士の間、法律上、親子の関係を生じさせる行為。

入籍

結婚した相手や養子に迎えた人が公的にその家族を構成する一員と認められるように、法律上正式に手続きをすること。

逸脱

本筋や決まった範囲からそれること。

アイデンティティ

自己が他と区別されて、ほかならぬ自分であると感じられるときの、その感覚や意識を言う語。自己同一性。

問一 ――線①「日本の『名実一体観』」について、次の1・2の問いに答えなさい。

1 「名実一体観」とはどのような考え方のことですか。それを説明した次の文の□にあてはまる言葉を文中から十字でぬき出して答えなさい。

名前は□という考え方。

2 「日本の『名実一体観』」が表れていることとしてあてはまらないものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 古代・中世において、自分の名前を知らせることは、相手に従ったり降伏したりする意味を持っていたこと。

イ 会社・学校・家庭などにおいて、目下の人は目上の人を「社長」「先生」「兄さん」などと呼ばず、名前で呼ぶのが一般的であること。

ウ 名前の間違いは他のことばの間違いに比べて失礼なことだと認識されており、卒業式で名前を読み間違えられるとがっかりしてしまうこと。

エ 「スマホ」「パソコン」など、なんでも省略して短く言う現代であっても、人の名前に関しては通常省略はしないこと。

問二 ――線②「『シロという名前ならば白い犬だろう』という名実一体観を裏切る命名」とありますが、ここでの「名実一体観を裏切る命名」とは、何にどのような命名をしたことですか。解答さんの「こと。」につながるように十五字以内で答えなさい。

問三 文中の□ A～Cにあてはまる言葉の組み合わせとして最も適当なものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を答えなさい。

- | | | | |
|---|--------|--------|--------|
| ア | A たとえば | B そして | C けれども |
| イ | A だが | B たとえば | C だから |
| ウ | A さらに | B しかし | C つまり |
| エ | A そして | B だが | C さらに |

問四 —— 線③ 「一人がひとつの名前を使って戸籍を編製するように定めたのだ。」について、次の1・2の問いに答えなさい。

1 「一人がひとつの名前を使って戸籍を編製する」ために、明治政府は二つのものを発布しました。その二つを文中からそれぞれぬき出して答えなさい。

2 「一人がひとつの名前を使って戸籍を編製するように定めた」のはなぜですか。次のア～エの中から最も適当なものを一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 複数の名前を持つことに国民が不満を感じていたため、国家が調整する必要があったから。

イ 日本は多くの藩に分かれていたため、藩ごとに国民を把握する必要があったから。

ウ 日本を一つの国に統合するため、国民同士が互いを監視しあう必要があったから。

エ しつかり徴兵・徴税するため、国家が国民を把握して管理する必要があったから。

問五 —— 線④ 「このような法律」とありますが、どのようなことを定めた法律ですか。「ということ定めた法律。」につながるように文中から十五字でぬき出し、その初めと終わりの三字を答えなさい。

問六 —— 線⑤ 「絶対」の対義語は何ですか。次の□にあてはまる漢字を一字で答えなさい。

□対

問七 —— 線⑥ 「女性が結婚する時に夫の姓に変更する、婚姻改姓である。」とありますが、「女性が結婚する時に夫の姓に変更」したのはなぜですか。次のア～エの中から最も適当なものを一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 家制度の「家」では、他の家から入ってきた妻はそれまでの姓を用いるという考え方もあり、婚姻改姓によって結婚前と後の二つの「家」に所属していることを明確にするようになったから。

イ 家制度の「家」では、父である戸主に家庭生活のほとんどを決定されており、女性は婚姻改姓によって「家」の所属を変えることで自由を獲得する必要があったから。

ウ 家制度の「家」とは、戸主権のある父親から長男に継承していく「男の家」であり、「法的無能力者」で親権もなかった女性は婚姻改姓によって家の所属を変更しなければならなかったから。

エ 家制度の「家」では、妻は財産を管理したり処分することのできない「法的無能力者」とされており、婚姻改姓によってはじめて夫と同等の権利を得ることができるようになったから。

問十一 文中の I にあてはまる漢数字を考えて答えなさい。

問十二 ——— 線⑩「二〇二〇年の現在まで選択的夫婦別姓は実現していない。」とありますが、その理由として最も適当なものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を答えなさい。

- ア 日本ではほとんどの家族が同姓であり、別姓を主張すると逸脱した人間として国から規制されるから。
- イ 日本では諸外国と異なり、夫婦と子どもからなる家族がほとんどであるため、別姓にする必要性がないから。
- ウ 日本では夫婦別姓に対して、自分も他の夫婦も同姓であるべきだと考える人が大半を占めているから。
- エ 日本では名前に家族像が象徴されており、夫婦が別姓であると家族の一体感がなくなるといいう見が根強いから。

問十三 この文章の内容として適当なものを次のア～オの中から二つ選び、その記号を答えなさい。

- ア 世界の中では日本のように家族単位の戸籍を持っている国が多いが、一部の国では個人単位の登録を行っている。
- イ 現在の法律で想定されている結婚とは、女性も男性も親の戸籍から出て新しい戸籍を作ることであり、女性が男性の家に入るものではない。
- ウ 一九八〇年代半ばから、多くの法律家、政治家、活動家が夫婦別姓を提案してきたため、一九九六年に法制審議会が答申した改正案では選択的夫婦別姓が一度は認められた。
- エ 一九八八年に最高裁は、名前はその人物を他人と区別する符号ではなく、「人が個人として尊重される基礎」であるとした。
- オ 二〇一五年の国勢調査によると、日本の単身世帯の割合は四割以上であり、晩婚化と高齢化の結果であると考えられる。

二 次の漢字と言葉に関する問いに答えなさい。

問一 次の①～⑤の——線部のカタカナを、それぞれ漢字に直しなさい。

- ① タイレツを組んで進む。
- ② シボウ校合格を目指して努力する。
- ③ 先生の言葉をフクシヨウする。
- ④ 百分の一にシユクシヤクした見取り図。
- ⑤ 先生にマカされた仕事に取り組む。

問二 次の①～⑤の——線部の漢字の読みを、それぞれひらがなで答えなさい。

- ① 本州を自転車で縦断する。
- ② 納品期限を厳しく守る。
- ③ 中国の王朝の興亡について調べる。
- ④ 新しく発表された小説が激賞される。
- ⑤ 試験を前にして心が奮い立つ。

問三 次の①～③を数えるときに用いる単位として最も適当なものを後のア～カの中からそれぞれ一つずつ選び、その記号を答えなさい。

- ① 豆腐とうふ
- ② 和歌
- ③ 新聞

ア 冊(さつ)	イ 句(く)	ウ 部(ぶ)
エ 丁(ちよう)	オ 両(りよう)	カ 首(しゆ)

問四 次の①～④の文中の——線部について、正しい表現であれば○を、あやまりがある場合は正しく漢字で書き直して答えなさい。

- ① 学級会での彼の発言は、的を得ている。
- ② 彼とは気がおけない関係だ。
- ③ うぬぼれが強く腹持ちならない男だ。
- ④ おかしなことがあるものだと首をかしげる。

問五 次の①～③の——線部の意味として最も適当なものを後のア～オの中から一つずつ選び、その記号を答えなさい。

- ① 的外れな発言に失笑^{しつしょう}する。
 - ② 弱点をつかれて苦笑^{くわうく}する。
 - ③ 会場は爆笑^{ばくしょう}の渦^{うず}に包まれた。
- ア にがにがしく思いながら笑うこと。
イ なごやかに笑いを交えること。
ウ 思わず笑ってしまうこと。
エ はじけるように大声で笑うこと。
オ あきれて笑いも出ないこと。

